

## 特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

議 題	大阪にふさわしい大都市制度のあり方について
日 時	令和2年6月9日(火) 15時30分～17時20分
場 所	東京事務所
出 席 者	(特別顧問・特別参与)：田中特別顧問 (職員等)： 副首都推進局理事、制度企画担当部長、制度企画担当課長代理
論 点	○大都市制度の検討状況について
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪の特別区は、中核市並みといわれているが、教職員人事権も移譲されるなど中核市よりも権限がはるかに大きい。政令市が行っていた事務の殆どを担っているというほうが伝わりやすい。</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築が求められている中で、どのようにサービスを提供し、基盤整備を行い、地域内で連携していくのか。70万人規模の特別区であれば、首長自らが全域を見渡して資源がどこにあるかを把握し、地域団体をコーディネートすることができる。</li> <li>・児童相談所は、家庭、近隣、保育所・幼稚園、学校などとの連携の外側で孤立していることも多い。日常的に地域の中で活動していく体制とすることが重要。</li> <li>・公衆衛生機関としての保健所の下に保健福祉センターがあることにより、公衆衛生だけでなく、医療・保健面から見た地域の運営が可能になる。また感染症発生時の調査、隔離、医療機関との連携など、区に保健所があることで、遥かに機動的で緻密な動きができる。</li> <li>・防災対策は、日ごろの体制づくりが肝心。どこで誰が動いて、どういう人がまわしているのか、区長が頭において対応できる規模がよい。</li> <li>・住民に身近な存在であるからこそ、地域全体を見渡すことができ、地域の関係機関とも輪をつくることもできる。役所の組織だけではなく政策判断を行える公選の首長自身が、そういう関係の中で身近な行政を行うことで、迅速で効果的な施策・サービスを充実できるのではないか。</li> </ul>
結 論	特別顧問のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。
説明等資料	○第34回大都市制度（特別区設置）協議会資料 ・「特別区制度（案）に対する意見募集結果について」
備 考	
関係部局 (室 課)	